

令和5年 第1回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

令和5年2月16日 開会

令和5年2月16日 閉会

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

提出議案目録

- 議案第 1 号 令和 4 年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 号 令和 5 年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算
- 議案第 3 号 定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第 4 号 津軽広域水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例案
- 議案第 5 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について

監査報告

津広水監発第 4 号 月例現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

(以上 2月16日 提出)

令和5年第1回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

令和5年2月16日 午後2時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案審議

議案第1号 令和4年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

議案第2号 令和5年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案第3号 定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案

議案第4号 津軽広域水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例案

議案第5号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び
青森県市町村総合事務組合の規約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	弘前市副市長	出崎和夫	議員	7番	田舎館村長	鈴木孝雄	議員	
2番	黒石市長	高樋	憲	議員	8番	板柳町長	成田誠	議員
3番	五所川原市長	佐々木孝昌	議員	9番	鶴田町長	相川正光	議員	
4番	平川市副市長	古川洋文	議員	10番	つがる市副市長	今正行	議員	
6番	藤崎町長	平田博幸	議員					

欠席議員（1名）

5番 青森市長 小野寺晃彦 議員

地方自治法第121条による出席者

企業長	櫻田宏	代表監査委員	菊地清夫
副企業長	長尾忠行	監査委員	台丸谷績
副企業長	倉光弘昭		
事務局長	千葉亨	西北事業部長	加藤武彦
津軽浄水課長	京野直文	西北工務課長	小林良太
津軽工務課長	藤田守正		

議会事務局出席職員

書記長 津軽総務課長 笹 広 人 書記 津軽総務課長補佐 鳴 海 淳

職務のため出席した事務局職員

津軽浄水課長補佐	清野真人	西北総務課長補佐	中野雅仁
津軽工務課長補佐	盛吉明		
津軽総務課総務係主事	佐藤広大		

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
午後 2 時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、令和 5 年第 1 回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） ただいまの出席議員は 9 名で、定足数に達しております。よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。
3 番佐々木孝昌議員、4 番古川洋文議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 3「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（笹広人） （朗読）

諸般の報告

- 一 企業長提出議案 議案第 1 号から議案第 5 号の以上 5 件
- 一 監査報告 津広水監発第 4 号の以上 1 件 以上

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 4、議案第 1 号から議案第 5 号までの以上 5 件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。

○企業長（櫻田宏） 議長、企業長。

○議長（高樋憲議員） 企業長。

○企業長（櫻田宏） 本日招集いたしました令和 5 年第 1 回津軽広域水道企業団議会定

例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、「令和4年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

初めに、第1章津軽事業部水道用水供給事業についてご説明申し上げます。

第2条債務負担行為において、脱水汚泥収集運搬処分事業の限度額を、4千460万1千円から6千8万4千円に増額しようとするものであります。

次に、第2章西北事業部水道事業についてご説明申し上げます。

第2条債務負担行為において、PCB廃棄物処分業務委託200万円を令和4年度から令和5年度までの期間として、新たに設定しようとするものであります。

議案第2号は、「令和5年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」についてであります。

初めに、第1章津軽事業部水道用水供給事業についてご説明申し上げます。

令和5年度の業務の予定量として、年間総用水供給量を、2千381万2千立方メートルと見込んでおり、収益的収支においては、用水供給事業収益に26億6千303万6千円を、用水供給事業費用に23億5千903万2千円を計上しております。

また、資本的収支においては、資本的収入に6千726万円を、資本的支出に5億8千264万9千円を計上しております。

主要な建設改良事業として、浄水施設等耐震・更新事業に6千211万1千円を、送水管路耐震化事業に1千774万3千円を計上しております。

次に、第2章西北事業部水道事業についてご説明申し上げます。

業務の予定量として、給水戸数1万3千684戸に対し、年間総給水量を267万立方メートルと見込んでおります。

収益的収支においては、水道事業収益に11億8千581万6千円を、水道事業費用に16億482万円を計上しております。

また、資本的収支においては、資本的収入に3億6千610万1千円を、資本的支出に9億4千283万5千円を計上しております。

主要な建設改良事業として、老朽管更新事業に4億2千295万2千円を計上しております。

議案第3号は、「定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案」であります。

令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年4月1日からの定年年齢の段階的な引上げや管理監督職として勤務する上限年齢を定める役職定年制等が導入され

ることに伴い、必要な措置を講ずるため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第4号は、「津軽広域水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例案」であります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、改正された個人情報保護に関する法律の施行に必要となる事項等を定めるために制定するものであります。

議案第5号は、当企業団が加入しております「青森県市町村総合事務組合」を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更についてであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分にご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願いいたします。

以上であります。

○副企業長（倉光弘昭） 議長、副企業長。

○議長（高樋憲議員） 倉光副企業長。

○副企業長（倉光弘昭） 西北事業部経営協議会の開催状況につきまして、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案いたしております議案のうち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る2月8日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。

以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第1号「令和4年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）」について審議いたします。事務局より補足説明があります。

○事務局長（千葉亨） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（千葉亨） 私からは、議案第1号のうち、第1章津軽事業部水道用水供給事

業の補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条債務負担行為につきましては、予算で定めた「脱水汚泥収集運搬処分事業」の限度額を、当初の4千460万1千円から6千8万4千円に増額するものであります。

これは、汚泥の処分において限度額の算出根拠としていた事業者が事業を廃止したこと、又、燃料や人件費の高騰などにより、汚泥の処分業務及び収集運搬業務がそれぞれ増額となる見込みとなったことによるものであります。

以上で第1章津軽事業部水道用水供給事業補正予算の補足説明を終わります。

○西北事業部長（加藤武彦） 議長、西北事業部長。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（加藤武彦） 議案第1号について、補足説明申し上げます。

補正予算書の2ページをお開き願います。

予算第2章第5条に定めた債務負担行為ですが、PCB廃棄物処分業務委託を新たに設定しようとするものであります。

これは、月見野浄水場、木造浄水場及び野末浄水場において使用されていた蛍光灯安定器が、高濃度PCB廃棄物に該当したことから、それを処分するための経費であります。

以上で、補正予算の説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和5年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」について審議いたします。

事務局より補足説明があります。

○事務局長（千葉亨） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（千葉亨） 私からは、議案第2号のうち、第1章津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げますので、お手元に配付しております令和5年度予算書の1ページをお開き願います。

初めに、第2条業務の予定量の（2）年間総用水供給量は、用水供給先10市町村からの受水申込量及び過去の実績水量をもとに推計し、年間2千381万2千立方メートルと見込んでおります。

なお、前年度予定量と比較して21万2千立方メートルの増となっておりますが、これは、五所川原市の元町浄水場が浄水を停止しているため供給水量が増える見込みであることなどが主な要因であります。

これにより、（3）一日平均用水供給量は、6万5千60立方メートルと見込んでおります。

続きまして、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の5ページをお開き願います。

収入の部、第1款用水供給事業収益、第1項営業収益には、第1目供給収益22億5千657万7千円、第2目受託工事収益489万5千円の合計22億6千147万2千円を計上しております。

また、第2項営業外収益には、第1目受取利息及び配当金1千564万5千円、第2目長期前受金戻入3億3千831万円、第3目雑収益4千760万9千円の合計4億156万4千円を計上しております。

なお、第3目雑収益の主なものは、水力発電による売電収入であります。

以上により、第1款用水供給事業収益の総額は、26億6千303万6千円となり、前年度と比較して、6千708万1千円、2.6%の増となっております。

次に、支出の部について、ご説明いたします。

第1款用水供給事業費用、第1項営業費用には、原水及び浄水費などの営業活動に要する費用として、22億4千17万円を計上しております。

また、第2項営業外費用には、支払利息など営業活動に係る費用以外の費用として、1億1千886万2千円を計上しております。

以上により、第1款用水供給事業費用の総額は、23億5千903万2千円となり、前年度と比較して、1億774万7千円、4.8%の増となっております。

なお、費用の大幅な増加は、薬品注入設備点検整備などの委託料及び電気料金としての動力費などの増加によるものであります。

これにより、収入から支出を差し引いた消費税抜きの当年度純利益は、2億9千465万3千円となり、前年度と比較して、3万5千円の減となっております。

続きまして、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の6ページをお開き願います。

収入の部、第1款資本的収入、第1項企業債には、建設改良費に充てる収入として6千200万円を、第2項投資有価証券売却収入には526万円を計上しております。

以上により、第1款資本的収入の総額は、6千726万円となり、前年度と比較して1億1千500万円、63.1%の減となっております。

次に、支出の部について、ご説明いたします。

第1款資本的支出、第1項建設改良費には、「浄水施設等耐震・更新事業」、「送水管路耐震化事業」などの費用として1億3千448万円を、第2項投資有価証券には、国債等の購入費として2億円を、第3項企業債償還金には、2億4千816万9千円を計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は5億8千264万9千円となり、前年度と比較して4億6千983万5千円、44.6%の減となっております。

以上が、資本的収入及び支出についてであります。予算書の1ページにお戻りいただきまして、第4条本文のカッコ書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億1千538万9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額885万円、減債積立金2億4千816万9千円及び過年度分損益勘定留保資金2億5千837万円を補てんすることとしております。

続きまして、第5条継続費についてご説明いたしますので、予算書の2ページをご覧ください。

第5条継続費には、「導水管路耐震化（二重化）事業」として、53億8千474万3千円を令和5年度から令和12年度の8年間の事業として計上しております。

又、「次亜鉛貯槽設備更新事業」として、2億2千860万8千円を令和5年度から令和7年度の3年間の事業として計上しております。

次に、第6条債務負担行為には、いずれも期間を令和5年度から6年度とする「脱
水汚泥収集運搬処分事業」5千722万3千円、「導・送水管路維持管理事業」1千
926万1千円、「取水バルブ室電源設備修繕工事」1千322万7千円を計上して
おります。

最後に、第7条から第11条には、企業債、一時借入金の限度額などを定めており
ます。

以上で、第1章津軽事業部水道用水供給事業についての補足説明を終わります。

○西北事業部長（加藤武彦） 議長、西北事業部長。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（加藤武彦） 私からは第2章西北事業部水道事業について補足説明
申し上げます。

予算書の3ページをお開き願います。

はじめに、第2条業務の予定量であります、(1)給水戸数は、1万3千684戸
で、前年度より277戸の減を見込んでおります。

(2)年間総給水量は、267万立方メートルで前年度より3万立方メートルの減を
見込んでおります。

(4)主要な建設改良事業では、老朽管更新事業に、4億2千295万2千円を計上
しており、口径75～250ミリメートルの配水管3千600メートルを布設替えす
る予定であります。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入でございますが、第1項営業収益には、給水収益など8億8千263万
1千円、第2項営業外収益には、長期前受金戻入など2億9千925万4千円、第3
項特別利益には、受水による資産除却に係る長期前受金により393万1千円を計上
しております。

以上により、第1款水道事業収益の総額は、11億8千581万6千円となり、前
年度と比較して、4千511万2千円、4.0%の増となっております。

次に、支出でございますが、第1項営業費用には、受水費など営業活動に要する費
用として13億2千350万3千円、第2項営業外費用には、支払利息など営業活動
以外の費用として8千376万7千円、第3項特別損失には、昨年大雨の影響で予算
減額となった取水塔撤去設計業務委託を再計上したほか、資産除却による資産減耗分

等の費用を合わせて1億9千755万円を計上しております。

以上により、第1款水道事業費用の総額は、16億482万円となり、前年度と比較して、1億3千536万7千円、9.2%の増となっております。

これにより、消費税及び地方消費税を除いた当年度純損失は、4億6千1万円を見込んでおります。

なお、この純損失は、資本金の減資で処理する予定であります。

次に、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入でございますが、第1項企業債には、2億2千240万円、第2項国庫補助金には、1億3千137万8千円、これらは、老朽管更新事業の財源であります。

第3項出資金には、1千232万3千円を計上しております。

以上により、第1款資本的収入の総額は、3億6千610万1千円となり、前年度と比較して、1億1千81万円、23.2%の減となっております。

次に、支出であります。第1項建設改良費には、6億990万7千円、第2項企業債償還金には、3億3千292万8千円を計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は、9億4千283万5千円となり、前年度と比較して、5千223万6千円、5.9%の増となっております。

これにより、第4条本文のカッコ内に記載しております、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億7千673万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4千100万6千円、過年度分損益勘定留保資金5億3千572万8千円で補てんすることとしております。

続きまして、4ページをお開き願います。

第5条から第9条には、企業債、一時借入金等の限度額などを定めております。

以上で、第2章西北事業部水道事業についての補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案」について審議いたします。

事務局より補足説明があります。

○事務局長(千葉亨) 議長、事務局長。

○議長(高樋憲議員) 事務局長。

○事務局長(千葉亨) 議案第3号について補足説明を申し上げます。

令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年4月1日からの定年年齢の段階的な引上げや管理監督職として勤務する上限年齢を定める役職定年制、定年前再任用短時間勤務制の導入、及び60歳以降の勤務の意思を確認する情報提供意思確認制度の新設など、必要な措置を講ずるため、所要の改正をしようとするものであります。

関係する条例は、「津軽広域水道企業団職員の分限に関する条例」など7条例を一部改正し、「津軽広域水道企業団職員の再任用に関する条例」を廃止するものであります。

以上で、議案第3号についての説明を終わります。

○議長(高樋憲議員) 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「津軽広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例案」について審議いたします。

事務局より補足説明があります。

○事務局長（千葉亨） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（千葉亨） 議案第4号について補足説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から国及び地方公共団体の個人情報保護制度が法に一元化されることになったことから、「津軽広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例案」を制定するとともに、関係する条例の「津軽広域水道企業団情報公開条例」及び「津軽広域水道企業団附属機関設置条例」の一部を改正し、「津軽広域水道企業団個人情報保護条例」を廃止するものであります。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について」を審議いたします。

事務局より補足説明があります。

○事務局長（千葉亨） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（千葉亨） 議案第5号について補足説明を申し上げます。

当企業団が加入している、青森県市町村総合事務組合の構成団体に、令和5年6月1日から八戸市を加入させること並びに共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えることから、青森県市町村総合事務組合

を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、本定例会に付議された案件は、終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。

○企業長（櫻田宏） 議長、企業長。

○議長（高樋憲議員） 企業長。

○企業長（櫻田宏） 令和5年第1回津軽広域水道企業団議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和4年度補正予算、令和5年度予算及び条例の制定、一部改正等につきまして、慎重なご審議を賜り、本日ここに全議案議了、ご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

新型コロナウイルスによる影響で日常生活を始め、様々な場面で厳しい状況が続いておりますが、一日でも早く終息へ向かいますことを願うところであります。2月半ばを過ぎましたが、まだまだ寒い日が続きますので、議員の皆様には、くれぐれも健康にご留意され、ますますご活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（高樋憲議員） これをもちまして、令和5年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後2時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長 高 樋 憲

(黒石市長)

署名議員 佐々木 孝 昌

(五所川原市長)

署名議員 古 川 洋 文

(平川市副市長)
